

# 杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例施行規則

平成元年三月三十一日

教委規則第九号

改正 平成 二年 一月二五日教委規則第 一号  
平成 四年 五月二〇日教委規則第 七号  
平成 五年 五月二八日教委規則第 八号  
平成 五年一〇月一五日教委規則第二〇号  
平成 七年 三月三日教委規則第 三号  
平成 九年 四月二五日教委規則第一六号  
平成一〇年 三月三日教委規則第 八号  
平成一一年 九月二日教委規則第一二号  
平成一二年 三月一〇日教委規則第 七号  
平成一四年 三月二九日教委規則第一七号

(趣旨)

**第一条** この規則は、杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例(昭和六十三年杉並区条例第二十一号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等)

**第二条** 杉並区立社会教育センター(以下「センター」という。)及び社会教育会館(以下「会館」という。)の開館時間並びに受付時間は次のとおりとする。

- 一 開館時間 午前九時から午後九時まで
- 二 受付時間 午前九時から午後八時まで

2 前項の規定にかかわらず、杉並区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めるときは、開館時間及び受付時間を変更することができる。

(休館日)

**第三条** センターの休館日は、次のとおりとする。

- 一 定例休館日 毎月の第二木曜日及び第四木曜日
- 二 年始 一月一日から同月四日まで
- 三 年末 十二月二十八日から同月三十一日まで
- 四 館内整理日 毎月一回その都度定める。

2 会館の休館日は、次のとおりとする。

- 一 定例休館日 毎週月曜日
- 二 年始 一月一日から同月四日まで
- 三 年末 十二月二十八日から同月三十一日まで

3 前二項のほか、教育委員会が必要と認めるときは、臨時に休館日を定めることができる。

(使用の申請)

**第四条** 条例第五条の規定に基づき、教育委員会の承認を受けようとする者は、別表第一に規定する申込期間内に使用申請書(第一号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用の承認)

**第五条** 使用の承認は、申請の順序とする。ただし、同時に申請があったときは、抽選で決める。

- 2 ホールの使用については、前項ただし書の規定を適用する場合において、全日の使用を優先する。
- 3 条例第五条の規定に基づき、使用を承認したときは、使用承認書(第二号様式。以下「承認書」という。)を交付する。

(使用期間)

**第六条** センター及び会館(以下「センター等」という。)の施設等の使用期間は、同一の者が同一の目的で引き続き使用する場合において教育委員会が必要と認めるときは、三日を限度とする。ただし、展示室(展示使用)の使用については十日を限度とする。

- 2 前項に規定する使用期間は、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを延長することができる。

(使用時間)

**第七条** センター等の施設等の使用時間は、使用の承認を受けた時間とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

- 2 前項に規定する使用時間を延長しようとするときは、使用時間延長願(第三号様式)を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(使用料)

**第八条** 条例第七条第三項の規定によるセンター等の備付器具及びその使用料は、別表第二のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、あらかじめ区に登録されている団体が使用する場合におけるセンター等の備付器具及びその使用料は、別表第三のとおりとする。

(使用料の減免)

**第九条** 条例第八条の規定による使用料の減額又は免除は、次のとおりとする。

- 一 区が自ら行政目的のために使用するとき。 免除
  - 二 官公署が直接、公益のために使用するとき。 五割
  - 三 公益法人その他の公共的団体が使用するとき。 五割
  - 四 区との共催で行う事業のために使用するとき。 免除
  - 五 区の後援で行う事業のために使用するとき。 五割
  - 六 条例第十五条に規定する公共的団体が使用するとき。 免除
  - 七 前各号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。 免除
- 2 前項の規定は、使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が、入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収してホール又は展示室(展示使用)を使用する場合は適用しない。ただし、徴収する入場料等の額が第十四条に規定する額以下の場合においては、この限りでない。
  - 3 第一項に規定する使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第四条の規定による使用申請書の提出の際に、使用料減額・免除申請書(第四号様式)を教育委員会に提出しなければ

ならない。

(使用の取消し)

**第十条** 使用者が使用の取消しをしようとするときは、使用取消願兼使用料還付請求書(第五号様式)に承認書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の還付)

**第十一条** 条例第九条ただし書に規定する使用料を還付することができる特別の事由とは、次の各号に掲げる場合をいい、それぞれ所定額を還付することができる。

- 一 天災地変等によって使用することができなくなったとき。 全額
- 二 使用者の責任によらない理由で使用することができなくなり、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。 全額
- 三 教育委員会の都合によって使用の承認を取り消したとき。 全額
- 四 使用日の十日前(ホールについては三月前)までに使用の取消しを申し出て、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。 全額
- 五 使用日の三日前(ホールについては一月前)までに使用の取消しを申し出て、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。 五割
- 六 前各号に定めるもののほか、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるとき。 全額

2 前項の規定にかかわらず、現に施設を使用しなかった場合においては、備付器具の使用料は、全額還付する。

3 前二項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用取消願兼使用料還付請求書(第五号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(行為の禁止)

**第十二条** センター等においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 所定の場所以外において火気を使用すること。
- 二 許可を得ないでセンター等内において、飲食物その他の物品を販売し、又は陳列すること。
- 三 許可を得ないで広告物を掲示し、又は配付すること。
- 四 危険物、動物その他他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるものを持ち込むこと。
- 五 めいていし、又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼすこと。
- 六 許可を得ないで他の室にはいること。
- 七 その他教育委員会が管理上必要と認めて禁止した事項

(備付器具の返還)

**第十三条** 使用者は、使用終了後ただちに係員に連絡し、備付器具を係員の立会いのうえ、返還しなければならない。

(入場料等の額)

**第十四条** 条例別表第一付記1ただし書に規定する入場料等の額は、ホールを使用する場合は五千円、展示室(展示使用)を使用する場合は二千円とする。

(委任)

**第十五条** この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

**附 則**

- 1 この規則は、平成元年四月一日から施行する。
- 2 第九条に規定する備付器具の使用料については、区内の青少年の健全な育成を図ることを目的として使用する場合に限り、別表第二中高井戸社会教育会館の項、井草社会教育会館の項及び高円寺社会教育会館の項に係る部分の規定は、この規則の施行の日から一年間は、適用しない。
- 3 次に掲げる規則は、廃止する。
  - 一 東京都杉並区立公民館運営審議会規則(昭和二十八年十月教育委員会規則第二号)
  - 二 東京都杉並区立公民館使用条例施行規則(昭和二十八年十月教育委員会規則第四号)
  - 三 東京都杉並区立青年館条例施行規則(昭和三十七年十月教育委員会規則第十号)
  - 四 東京都杉並区立公民館処務規則(昭和四十四年四月教育委員会規則第七号)
  - 五 東京都杉並区立青年館処務規則(昭和四十四年四月教育委員会規則第十四号)
- 4 前項の規定による廃止前の東京都杉並区立青年館条例施行規則(以下「旧青年館条例施行規則」という。)第七条第一項第二号に規定する社会教育関係団体が、その本来の目的のために使用する場合は、第十条第一項第五号及び第六号の規定にかかわらず、この規則の施行の日から一年間は、旧青年館条例施行規則第七条第一項第二号の規定の例による。
- 5 皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日にホールを使用する場合の使用料については、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日の使用料(以下「休日等使用料」という。)の額とホールを平日に使用する場合の使用料の額との差額に相当する額を休日等使用料の額から減額するものとする。

**附 則**(平成二年一月二五日教委規則第一号)

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

**附 則**(平成四年五月二〇日教委規則第七号)

- 1 この規則は、平成四年六月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に使用の承認を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

**附 則**(平成五年五月二八日教委規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成五年一〇月一五日教委規則第二〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成七年三月三一日教委規則第三号)

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

**附 則**(平成九年四月二五日教委規則第一六号)

この規則は、平成九年六月一日から施行する。

**附 則**(平成一〇年三月三一日教委規則第八号)

- この規則は、平成十年四月一日から施行する。
- この規則施行の際、この規則による改正前の杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加えてこれを使用することができる。

**附 則**(平成十一年九月二日教委規則第一二号)

この規則は、平成十一年十月三十一日から施行する。

**附 則**(平成十二年三月一〇日教委規則第七号)

- この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
- 第一条による改正前の杉並区教育委員会傍聴規則、第二条による改正前の杉並区教職員住宅規則、第三条による改正前の杉並区立学校校外施設条例施行規則、第四条による改正前の杉並区立学校教職員研修所条例施行規則、第五条による改正前の杉並区立科学教育センター条例施行規則、第六条による改正前の杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例施行規則及び第七条による改正前の杉並区立郷土博物館条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則**(平成十四年三月二九日教委規則第一七号)

- この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例施行規則第一号様式丙及び第二号様式丙の規定による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**別表第一(第四条関係)**

種別		申込期間		
		区分	区が自ら行政目的のために使用する とき、区との共催 で使用するとき、 条例第十五条に規 定する公共的団体 が使用するとき又 は教育委員会が特 に必要と認めたと き。	官公署が直接公益 のために使用する とき、公益法人そ の他の公共的団体 が使用するとき又 は区内に住所を有 している者、区内 の事業所等に勤務 している者若しく は区内の団体に所 属している者が使 用するとき。
社会教育センター	ホール	使用日の七月前 の日の午前十時 から使用日前三 日まで。	使用日の六月前 の日の午前十時 から使用日前三 日まで。	使用日の六月前 の日の午後一時 から使用日前三 日まで。

	展示室	展示使用	全面	使用日の七月前の日の午前十時から使用日前三日まで。	使用日の六月前の日の午前十時から使用日前三日まで。	使用日の六月前の日の午後一時から使用日前三日まで。
			半面	使用日の七月前の日の午後一時から使用日前三日まで。	使用日の五月前の日の午前十時から使用日前三日まで。	使用日の五月前の日の午後一時から使用日前三日まで。
		集会使用	全面	使用日の三月前の日の午前十時から使用日まで。	使用日の二月前の日の午前十時から使用日まで。	使用日の二月前の日の午後一時から使用日まで。
			半面	使用日の三月前の日の午前十時から使用日まで。	使用日の一月前の日の午前十時から使用日まで。	使用日の一月前の日の午後一時から使用日まで。
	集会室等			使用日の三月前の日の午前十時から使用日まで。	使用日の一月前の日の午前十時から使用日まで。	使用日の一月前の日の午後一時から使用日まで。
	社会教育会館	集会室等		使用日の三月前の日の午前十時から使用日まで。	使用日の一月前の日の午前十時から使用日まで。	使用日の一月前の日の午後一時から使用日まで。

付記

- 1 申込期間の初日が休館日であるときは、その日前その日に最も近い休館日でない日とする。ただし、申込期間の初日が年始又は年末の休館日に当たるときは、教育長が別に定める。
- 2 集会室等をホール、展示室(展示使用)と一体で使用する場合で、教育委員会が相当の必要があると認めるときは、ホール、展示室(展示使用)の申込期間を適用する。

別表第二(第八条関係)

名称	備付器具	使用料		備考
社会教育センター	グランドピアノ(大型)	一回	一〇、〇〇〇円	特に調律を希望する場合は、使用者負担とする。
	グランドピアノ(中型)	一回	五、〇〇〇円	特に調律を希望する場合は、使用者負担とする。
	オーケストラピット	一回	六、〇〇〇円	

舞台せり上げ装置	一式一回	一、〇〇〇円	ひな壇のみ。
音響反射板	一式一回	七、二〇〇円	
所作台	一式一回	五、〇〇〇円	
花道所作台	一式一回	四〇〇円	
仮設能舞台	一式一回	二、四〇〇円	
金びょうぶ	一組一回	九〇〇円	六曲
スクリーン	一回	一、〇〇〇円	
地がすり	一組一回	二〇〇円	二枚一組
PCM装置	一式一回	一〇〇円	
マイクエレベータ装置	一回	一、一〇〇円	
マイク三点つり装置	一回	二、二〇〇円	
サブミキサーA	一回	二、七〇〇円	
サブミキサーB	一回	四〇〇円	
残響付加装置	一回	一、一〇〇円	
照明セット	A	一式一回	六、〇〇〇円 調光装置(一式)ポーターライト(二列)スポットライト(一二台)
	B	一式一回	六、八〇〇円 調光装置(一式)天井反射板ライト(一式)・スポットライト(二四台)
	C	一式一回	一四、〇〇〇円 調光装置(一式)ポーターライト(二列)アッパーホリゾンライト(六〇灯)ローアホリゾンライト(六四灯)スポットライト(一〇〇台)
調光装置	一式一回	六、五〇〇円	
フットライト	一式一回	六〇〇円	七二灯
花道フットライト	一列一回	三〇〇円	一列四一灯

ロアーホリゾントライト	一式一回	一、六〇〇円	六四灯
アッパーホリゾントライト	一式一回	一、五〇〇円	六〇灯
ボーダーライト	一式一回	一、〇〇〇円	二列一二八灯
ピンスポットライト	一台一回	一、九〇〇円	
スポットライト	一台一回	一〇〇円	
ストリップライト	一台一回	一〇〇円	一台一二灯
天井反射板ライト	一式一回	九〇〇円	三〇灯
ミラーボール	一回	一〇〇円	
エフェクトマシン	一台一回	二〇〇円	
アンプスピーカーシステム	一式一回	六、二〇〇円	
ステージスピーカー	一式一回	一、〇〇〇円	二台
はね返りスピーカー	一台一回	二〇〇円	
テープレコーダーA	一回	四〇〇円	
テープレコーダーB	一回	三〇〇円	
カセットデッキ	一回	一〇〇円	
レコードプレーヤーA	一回	六〇〇円	
レコードプレーヤーB	一回	三〇〇円	
コンパクトディスクプレーヤー	一回	一〇〇円	
デジタルオーディオテープレコーダー	一回	一〇〇円	
マイクロホン	一台一回	一〇〇円	
ワイヤレスマイクロホン	一台一回	四〇〇円	
三五ミリノ一六ミリ映写機	一式一回	一〇、〇〇〇円	



	持ち込み器具の電源	一キロ ワット一 回	一〇〇円	ホールに限る。 一キロワット未満の端数 は、切り捨てる。
	視聴覚室AV装置	一式一回	二、三〇〇円	
	スライド映写機	一回	一〇〇円	
	オーバーヘッドプロ ジェクター	一回	一〇〇円	
	アップライトピアノ	一回	四〇〇円	特に調律を希望する場 合は、使用者負担とする。
	電子オルガン	一回	五〇〇円	
高井戸社 会教育会 館	アップライトピアノ	一回	四〇〇円	特に調律を希望する場 合は、使用者負担とする。
	一六ミリ映写機	一回	三〇〇円	
井草社会 教育会館	アップライトピアノ	一回	四〇〇円	特に調律を希望する場 合は、使用者負担とする。
	一六ミリ映写機	一回	三〇〇円	

別表第三(第八条関係)

名称	備付器具	使用料		備考
社会教育 センター	視聴覚室AV装置	一式一回	一、一五〇円	
	スライド映写機	一回	五〇円	
	オーバーヘッドプロ ジェクター	一回	五〇円	
	アップライトピアノ	一回	二〇〇円	特に調律を希望する場 合は、使用者負担とする。
	電子オルガン	一回	二五〇円	
高井戸社 会教育会 館	アップライトピアノ	一回	二〇〇円	特に調律を希望する場 合は、使用者負担とする。

	一六ミリ映写機	一回	一五〇円	
井草社会 教育会館	アップライトピアノ	一回	二〇〇円	特に調律を希望する場合は、使用者負担とする。
	一六ミリ映写機	一回	一五〇円	

[第1号様式甲](#) (第4条関係)

[第1号様式乙](#) (第4条関係)

[第1号様式丙](#) (第4条関係)

[第2号様式甲](#) (第5条関係)

[第2号様式乙](#) (第5条関係)

[第2号様式丙](#) (第5条関係)

[第3号様式](#) (第7条関係)

[第4号様式](#) (第9条関係)

[第5号様式](#) (第10条・第11条関係)